

## 岡山市建設コンサルタント業務等電子入札心得

### (趣旨)

第1条 この心得は、別に定めるものを除くほか、岡山市が発注する測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）において、岡山県電子入札共同利用推進協議会が運営する岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

### (入札の基本事項)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「規則」という。）、岡山市契約規則第17条の2に規定する電磁的方法による入札について（平成21年市告示第290号。以下「電磁的方法による入札について」という。）、岡山市建設コンサルタント業務等一般競争入札実施要綱、岡山市建設コンサルタント業務等電子入札実施要綱及びその他関係法令・要綱・基準等並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、規則第5条に規定する公告（以下「公告」という。）のほか、見積用の仕様書、内訳書、図面及び現場説明書（以下「設計図書」という。）、契約書案及びその他入札・契約手続に必要な条件を熟知のうえ、適正な積算を行い、入札しなければならない。

3 入札参加者は、設計図書に関して質問があるときは、公告において指定する期間内に建設コンサルタント業務等担当課に対し、インターネットを利用した電子メール又はファクシミリにより質問することができる。

4 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下「入札価格」という。）を入札書に記載しなければならない。この場合において落札金額は、入

札価格に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。ただし、単価による契約の場合は、別に定める。

5 入札及び契約に関して用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 公開前に許容価格（地方自治法第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税を含んだものとする。以下同じ。）、岡山市建設コンサルタント業務等低入札価格調査実施要綱（以下「低入札価格調査実施要綱」という。）第4条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）、岡山市建設コンサルタント業務等最低制限価格の設定に関する要綱（以下「最低制限価格設定要綱」という。）に規定する最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）、設計金額及びその内訳その他の未公開情報を探ろうとしてはならない。

3 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

4 入札参加者は、入札の執行前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

5 前4項の規定に違反する場合は、違反した者の入札への参加を拒否するとともに、岡山市指名停止基準に基づき厳正に対処する。

6 契約締結後に前各項に定める事実が判明した場合は、当該契約を解除し、違約金を徴収することがある。

（対象業務）

第4条 電子入札の対象となる建設コンサルタント業務等（以下「対象業務」という。）は、公告において、入札の方法を電子入札に指定したものとする。

（設計図書の受領）

第5条 設計図書は、公告で指定した期間内に、インターネット上の市のホームページで閲覧又はダウンロードにより受領するものとする。

(ICカードの取得等)

第6条 入札参加者は、あらかじめ電磁的方法による入札について第3条の規定に基づき、電子入札コアシステム対応認証局が発行する電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得したうえで、同告示第4条の規定に基づき利用者登録をしておかなければならない。

(参加資格確認申請書等の作成)

第7条 入札参加者は、あらかじめ一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び参加資格の確認のために必要な書類（以下「添付書類」という。）を作成しておかなければならない。

2 前項に規定する申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の書式は、公告で指定する期間内に、インターネット上の市のホームページからダウンロードするものとする。

(入札書の提出)

第8条 入札参加者は、公告で指定された入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、ICカードを使用して電子入札システムにより入札価格その他必要事項（以下「入札価格等」という。）の登録を行うことにより入札書を提出しなければならない。

2 入札参加者は、前項の入札価格等の登録にあわせて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力するものとする。

3 提出した入札書の訂正、引換え又は撤回は認めない。

4 市長が特に必要があると認める場合を除き、入札書提出後の入札辞退は認めない。ただし、2回目の入札（以下「再入札」という。）を行う場合において、1回目の入札の開札後、再入札の入札書を提出するまでに入札辞退をする場合を除く。

5 入札回数は2回までとする。

6 電子入札システムを利用して入札書及び前条に規定する申請書等を提出する場合は、入札参加者が送信した電子ファイルが電子入札システムに記録された時点で提出されたものとみなす。

7 前項の場合において、入札書及び申請書等の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じることから、入札参加者

は時間的な余裕を持って電子ファイルの送信作業を行わなければならないものとする。

8 電子入札システムにおける日付、時刻は、電子入札システム上の日付、時刻を基準とする。

(書面入札への変更)

第8条の2 ICカード取得後に電子入札システムに利用者登録を行っている者について、次に掲げる場合（ICカードの紛失、失効、閉塞及び入札参加者の責による破損等により使用できなくなった場合を除く。）には、入札書受付締切予定日時の1時間前までに、別記様式第1号「書面入札参加承認申請書」を持参し、市長の承認を得たうえで、当該電子案件におけるその後の手続きについて、書面により参加することができるものとする。ただし、当該電子案件の開札日がICカードの有効期限内であり、かつ、ICカードの再発行手続きを行っている場合に限る。

(1) 災害、盗難等入札参加者の責によらない事由のため電子入札に必要なICカードが使用できなくなった場合

(2) その他やむを得ない事由があると認められる場合

2 書面参加に変更した者については、当該電子案件において電子参加に変更又は復帰することを認めない。

3 第1項の書面入札参加承認申請書の提出を受けたときは、市長はその内容を審査し、理由があると認めるときは書面入札の承認を行うものとする。

4 前項の場合において、入札参加者は当該入札案件の契約の名義人となる者が記名押印（押印は、あらかじめ使用印として岡山市に届け出た印判に限る。）した入札書を、封筒に封入し、封筒の表に差出人名として入札参加者名及び業務名を記載して、入札受付締切日時までに持参しなければならない。

5 前項の場合において、入札書にくじ用数字として「001」から「999」までの数字の記入がないときは、第14条第1項第7号にかかわらず、「999」と記入されたものとみなす。

(電子入札システムによる申請書等の提出)

第9条 電子入札システムを利用して申請書等を提出する場合において、申請書等のファイルの形式は、PDF形式又はPDF形式のファイルを圧縮しzip形式に限るものとする。

する。

2 前項の規定に基づき申請書等を提出する場合は、当該申請書等の電子ファイルについて、最新のパターンファイルによるウィルスチェックを行わなければならない。

3 市長は、入札参加者から提出された申請書等の電子ファイルがウィルスに感染していることが判明したときは、直ちに閲覧等を中止し、当該電子ファイルを提出した入札参加者に対し、ウィルス感染している旨を連絡するとともに、申請書等の再提出の方法について協議するものとする。この場合において、電子入札システムによる申請書等の再提出は、入札参加者において完全なウィルス駆除が行えると判断される場合に限り許可するものとする。

(書面による申請書等の提出)

第10条 入札参加者は、書面による申請書等の提出を求められた場合において、公告において提出方法が持参に指定されているときは、市長が指定した受付開始日時から受付締切日時までの間に契約課に持参するものとする。

(開札)

第11条 開札は、公告において指定した日時及び場所において執行するものとする。

(確認対象者の決定)

第12条 入札執行者は、前条の開札の結果、入札参加者の入札が、第16条に規定する参加資格の確認を行うまでもなく、第14条各号のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。

2 前項の場合において、対象業務が最低制限価格設定要綱の適用を受ける建設コンサルタント業務等であるときは、最低制限価格を下回る価格の入札書を提出した者を失格とする。

3 入札執行者は、1回目の入札において、前2項の規定により無効又は失格となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格(許容価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。)以下の価格の入札書(以下「有効入札書」という。)を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は再入札を行うものとする。

4 入札執行者は、再入札において、有効入札書を提出した入札参加者が1人以上の場合

は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とするものとする。

5 前2項の規定により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を入札価格の低い順に並び替えて順位を付し、第1順位の入札書を提出した者（以下「第1順位者」という。）を参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。

（再入札の場合の特例）

第12条の2 再入札に参加することができる者は、1回目の入札に参加した者に限る。

2 1回目の入札に参加した者が、再入札において入札書を提出しなかったときは、再入札を辞退したものとみなす。

（同一価格での入札者が2人以上ある場合の順位の決定方法）

第13条 第12条第5項の規定に基づき順位を付す場合において、同一価格で入札した者が2人以上あるときは、電子くじにより順位を決定するものとする。

（無効の入札）

第14条 第11条に規定する開札において、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (4) 開札日より前の有効期限であるICカードを使用して行われた入札
- (5) 電磁的方法による入札について第3条第1項から第3項まで及び第4条第1項に規定する手続を経ずに入札に参加した者がした入札
- (6) 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書を提出しない者がした入札
- (7) 入札書に必要事項が記載されていない入札又は必要事項が確認しがたい入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) 書面入札において入札書に記名押印がない入札
- (10) 書面入札において総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認

しがたい入札

(11) 書面入札において封筒記載の業務名又は差出人名と同封された入札書に記載された業務名又は入札者名が相違する入札

(12) 書面入札において封筒に業務名又は差出人名が記載されていない入札

(13) 書面入札において1通の封筒に複数の入札書を封入して提出した入札

(14) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

2 再入札において、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 前項各号のいずれかに該当する入札

(2) 1回目の入札で無効となった者がした入札

(3) 1回目の入札に参加していない者がした入札

(申請書等の提出)

第15条 確認対象者となった者は、公告において指定する参加資格確認申請開始日時から参加資格確認申請締切日時までの間に、ICカードを使用して電子入札システムにより参加資格確認申請を行う方法又は持参により第7条に規定する申請書等を市長に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、申請書の提出方法は公告で指定するものとし、添付書類は、申請書の提出方法に従い、申請書に添付して提出するものとする。ただし、確認対象者となった者が、申請書等提出前に、第17条各号のいずれかに該当することが確認された場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

(参加資格の確認)

第16条 市長は、前条の規定により確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に記載された開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。この場合において、確認対象者の入札が次条各号のいずれかに該当するとき又は第15条第1項ただし書に該当するときは、当該確認対象者を失格とする。

2 市長は、前項の規定により確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第2順位の入札書を提出した者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有す

る者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。

3 第1項の規定は、前項の規定による確認について準用する。

4 市長は、前各項の規定による確認を行った結果、参加資格を有する者がいない場合は、入札を不調とするものとする。

5 市長は、参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。

(失格)

第17条 前条に規定する参加資格の確認において、次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

(1) 競争入札に参加する資格のない者

(2) 市長が指定する期限までに申請書等を提出しない者

(3) 市長が指定する方法以外の方法で申請書等を提出した者

(4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者

(5) 入札後落札者を決定するまでの間に、指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）

(6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

(落札者の決定)

第18条 市長は、第16条に規定する参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、当該入札において、低入札価格調査実施要綱に規定する低入札価格調査を実施する場合には、資格確認者を低入札価格調査実施要綱第6条に規定する最低価格入札者とみなし、落札者の決定については、低入札価格調査実施要綱に規定するところによるものとする。

(参加資格確認結果及び入札結果の通知)

第19条 市長は、前条の規定により落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由も併せて通知するものとする。

(入札の延期、中止、取消し等)



第20条 市長は、事故等が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

2 入札開始前に入札参加者（無効札となった者を除く。以下同じ。）がない場合は入札を中止し、入札開始後に有効な入札書を提出した者がいない場合は、入札を不調とする。

3 市長は、入札の中止又は取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書及び添付資料その他の書類を無効とする。

（ICカードの管理）

第21条 入札参加者は、第6条の規定に基づき取得したICカードを適正に管理しなければならないものとし、ICカードの紛失、改ざん、不正使用又は盗用について一切の責任を負うものとする。

2 入札参加者は、ICカードに登録した情報及び第6条の規定に基づき利用者登録した情報に変更が生じた場合は、直ちに変更の手続きをとらなければならない。

3 市長は、入札参加者がICカードを不正に使用して電子入札に係る手続を行ったことが判明した場合は、当該手続を無効にするものとする。この場合において、当該不正使用が落札決定後契約締結前に判明したときは当該落札決定を取り消し、契約締結後に判明したときは当該契約を解除するものとする。

（契約情報の公表）

第22条 電子入札に係る契約情報については、岡山市契約情報公表基準第7条第2項の規定に基づき、インターネット上の市のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

（契約保証金等）

第23条 落札者は、契約書（仮契約書を含む。以下同じ。）の案の提出と同時（議会の議決に付すべき契約の場合は、議会の議決まで）に、次のいずれかの方法で契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部若しくは一部を免除された場合又は低入札価格落札者以外の者が次項の規定により契約保証人を1人以上立てる場合は、この限りでない。

(1) 契約保証金を納付する場合は、あらかじめ現金を納付書により岡山市指定金融機関

等に納付し、領収書の交付を受け、その写しを提出すること。

(2) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券（利付国債に限る。）であるときは、有価証券納付書とともに提出すること。

(3) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が前払保証事業会社又は銀行等の保証であるときは、その保証書を提出すること。

(4) 契約保証金の免除が履行保証保険契約の締結によるときは、その保険証書を提出すること。

2 落札者は、契約保証人を立てようとするときは、保証人承認願及び保証契約書の案を契約書の案の提出と同時に提出しなければならない。ただし、契約保証人を免除された場合は、この限りでない。

（契約書等の提出）

第24条 落札者は、交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを提出しなければならない。ただし、特別の理由のあるときは、事前に契約課の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

（低入札価格落札者等に対する制限）

第25条 第23条の規定にかかわらず、低入札価格調査実施要綱第3条に定める対象コンサルタント業務の入札（以下「低入札価格調査対象入札」という。）において、調査基準価格未満の額で落札者と決定された者（以下「低入札価格落札者」という。）との契約における契約保証は、契約保証金の納付に限るものとし、契約保証金の額は契約金額の100分の30以上とする。

2 低入札価格落札者が契約を締結したときは、岡山市契約規則第89条に規定する公共工事の前金払取扱について（昭和62年市告示第74号）第3条ただし書の規定により、前払金の額を請負代金額の10分の1以内とする。

3 低入札価格落札者が契約を締結したときは、規則第47条の5第2項の規定により、違約金の額を契約金額の100分の30とする。

4 低入札価格調査対象入札において調査基準価格未満の価格で入札を行った者が、第1

2条第4項の規定に基づき確認対象者となった場合は、当該入札に係る契約（以下「参加制限契約」という。）の履行が完了するまでの間（当該確認対象者が落札者とならなかったときは、当該入札の落札者を決定するまでの間）、他の低入札価格調査対象の建設コンサルタント業務等の入札（以下この条において「他の対象入札」という。）に参加できないものとする。

5 前項の場合において、確認対象者が現に他の対象入札に参加しているときは、当該確認対象者の行った他の対象入札を無効又は失格とする。

6 前2項の場合において、参加制限契約の履行期限がその者の責に帰すべき事由以外によって延長されたときは、他の対象入札へ参加できない期限は当該契約の延長前の履行期限までとする。